

業務仕様書

1 業務名

『大札新』を用いた企業誘致広報プロモーション業務

2 業務の背景と目的

【背景】

- ・本市では、産業の活性化及び経済の振興を図るべく、主に首都圏の企業を対象とした本社機能移転やIT企業等の誘致に取り組んでいる。
- ・現在本市では北海道新幹線の延伸などの動きと連動し、2030年頃までに民間投資を活用した再開発が次々計画され、オフィスビルについてはかつてない大量供給が見込まれるなど都市のリニューアルが進んでいる。
- ・本市中心部で再開発が次々と起こり街が生まれ変わろうとしていること、またそれに向けて積極的に企業進出を促していきたいという姿勢を明確に打ち出していく必要があることから、本市では「大札新（ダイサッシン）」というスローガンとロゴマークを作成しPRを行っているが認知度はまだ低い。



【目的】

首都圏において大札新のロゴ・スローガンの認知度を高めるとともに本市中心部の再開発について知ってもらい、今後新設されるオフィスビルへの企業誘致を促したい。

【参考】

- ・大札新を用いたプロモーションは令和4年度より実施している。令和4年度は、新幹線車内搭載紙「Wedge」への広告掲載、品川駅デジタルサイネージへの掲載、Facebook等へのウェブ広告の掲載を行った。
- ・大札新を用いたPRは本市中心部の再開発の動きに合わせ2030年ごろまで実施していく見込み。本年度は首都圏の幅広いビジネス層やIT系企業などへの認知度の底上げととらえ、次年度以降、よりターゲットを絞ったPRや市内でのPRも想定している。

3 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、大札新のスローガンとロゴマークを用い、以下に定める業務のほか、首都圏企業誘致につながるPRを行うこと。PRに当たっては効果的でインパクトのある手法を用いるとともに、一過的な広告掲載等だけに終わらず波及性があるものも取り入れること。

なお、実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議し、調整する。

(1) 5回以上の広告出稿等

うち2回は東京事務所が行う企業誘致セミナーの告知を取り入れること（9月、令和6年2月に開催予定）

(2) 15秒のPR動画の作成

汎用性が高く、時節に関わらず、さまざまなシーンで使える動画とすること。動画の形式や納品方法等は別途協議のうえ決定する。

4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

7 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

(2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。

また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と例月打合せを行うこと。

(3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。

(4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。